

## 社会保険

## みやぎ

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
「会員事業所変更届」提出のお願い	7
「職場の健康づくり」をすすめましょう	7
宮城の旬食べませんか？	7
インフォメーションパーク	8

2016.10 October - 11 November



## 石巻こけし

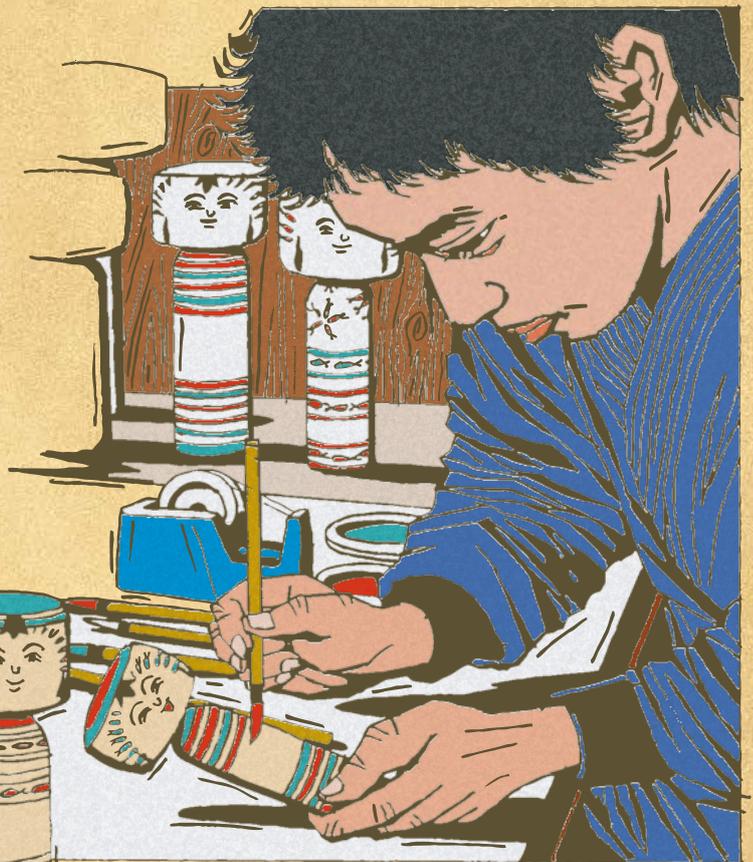
いしのまきこけし

## 石巻市

目はぱっちり。口元っこり。赤と青の爽やかなカラーリング。これまで見慣れた伝統こけしとはずいぶん違う佇まいに、まず驚かされます。もっとも目を引くのは魚の模様ではないでしょうか。青は海の色、赤い魚は「めでたい」のタイだとか。よく見れば前髪はなんと富士山！

2015年、こけしファンにはおなじみのイベント「全日本こけしコンクール」に初出品して以来、じわりじわりと注目を集めているのが石巻こけしです。東日本大震災で被害を受けた石巻を元気にするために新しい産物を生み出したいという思いで、石巻の呉服店の若旦那が作り始めました。湯治客のお土産として、温泉地や山間部で作られるようになった歴史を持つこけしに、海のモチーフを盛り込んだ大胆さ。中にはクラゲを模した作品もあるというユニークで不思議な可愛らしさが人気の秘密ではないでしょうか。

11系統ある伝統こけしではありませんが、12系統目を目指す若旦那に各地のこけし工人たちも協力を惜しみません。石巻の街にきっとまたいつか、港町の活気とこんな笑顔が満ちあふれることでしょう。



## Ishinomaki Kokeshi



大きさいろいろ

胴模様はろくろ線の他に海老・蟹、海の生き物、呉服屋ならではの着物柄もあるとか。



港町の色

赤・青・白(木地/ミズキの色)のトリコロールカラーは港町石巻をイメージした色。



頭頂部のさかな

めでたいのタイがいっぱい。シンプルだけど力強い絵柄に、見ていると思わず笑顔が。



木地挽き

木工旋盤で木地を挽く。絵付け体験コーナーからはさらに個性的なこけしが増殖中！

# 日本年金機構 からののお知らせ

## 育児休業を終了し、仕事に復帰した従業員の報酬が少なくなったときの手続き

育児休業終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業終了後に受け取る報酬に変動があった場合には、通常の月額変更の要件に該当しなくても、被保険者からの申し出に基づき、事業主が年金事務所へ「育児休業等終了時報酬月額変更届」を届け出ることにより、標準報酬月額の設定を行うことができます。

標準報酬月額は、育児休業終了日の翌日の属する月以降の3カ月間に受けた報酬(支払基礎日数が17日未満の月は除く)の平均額により決定し、4カ月目から改定されます。

これにより、実際の報酬の変更に応じた標準報酬月額により健康保険料・厚生年金保険料額が計算されます。

### 留意点

届出後、事業主あてに「育児休業等終了時報酬月額改定通知書」が送付されるので、事業主は、被保険者に報酬が改定された旨を通知しなければなりません。

通常の月額変更に該当しなくてもよく(固定的賃金の変動がなくてもよい)、1等級以上の差があれば届け出ができます。

## 3歳未満の子を養育している従業員の標準報酬が下がった場合、厚生年金の特例措置を受けるときの手続き

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者からの申し出により事業主が年金事務所へ「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することにより、従前の標準報酬月額より年金額を計算する特例措置が受けられます。

なお、老齢厚生年金等を計算する際は養育期間前の(高い)標準報酬月額を使用しますが、厚生年金保険料は実際の(低い)標準報酬月額で計算されます。

### 特例措置の適用期間はいつまでですか

特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次の①～⑥のいずれかに該当する日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る期間です。

- ①子が3歳に達したとき
- ②資格喪失したとき
- ③申し出に係る子以外の子について特例措置の適用を受ける場合、この申し出に係る子以外の子を養育することとなったとき
- ④子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ⑤育児休業等を開始したとき
- ⑥産前産後休業を開始したとき

詳しくは、年金事務所・厚生年金適用調査課にお問い合わせください

## 11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

主な活動は、次のとおりです。

- ◆年金相談の窓口として全国各地で「出張年金相談」の開設
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所等へ出向いての年金セミナーや年金制度説明会の開催
- ◆年金委員を対象とした研修会の開催

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

## 「年金委員」に推薦をお願いします

政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。少子高齢化の進展にともない、年金制度の果たす役割はますます大きくなっています。「年金委員」は、会社の事業主や市町村からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただきます。

まだ年金委員を設置されていない事業主の皆様におかれましては、社会保険のご担当の方等をぜひ年金委員に推薦いただくようお願いいたします。

### 年金委員制度の概要

年金委員は、年金制度について広く国民の皆様方に知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、会社や地域においての普及啓発活動を行っていただくために設置されました。

#### 「職域型」

厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人未満の被保険者がいる事業所には1名以上、300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上の設置をお願いしており、平成25年3月末において、全国で約12万人の方が年金委員として委嘱されています。

#### 「地域型」

市町村や団体から推薦いただいた方であって、平成25年3月末において、全国で約4千人の方が年金委員として委嘱されています。

### 推薦の方法

#### 「職域型」

厚生年金保険の適用事業所の事業主様が、「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

#### 「地域型」

市町村等が「年金委員推薦書(地域型)」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

届書は日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)または、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/>

年金事務所	問い合わせ先	年金事務所	問い合わせ先
仙台東年金事務所	022-257-6111	仙台南年金事務所	022-246-5111
仙台北年金事務所	022-224-0891	石巻年金事務所	0225-22-5115
古川年金事務所	0229-23-1200	大河原年金事務所	0224-51-3111

# 協会けんぽ からののお知らせ

## 9月より「職場健康づくり宣言」制度がスタートしました！

協会けんぽ宮城支部では「健康経営」に取り組む事業所様を応援するため「職場健康づくり宣言」制度を平成 28 年 9 月より開始いたしました。「健康経営」に取り組むことで生産性の向上、企業のイメージアップ等が見込まれます。この機会にぜひ、本制度のご活用、ご参加をお願いいたします！！

※「健康経営」とは社員の健康を重要な経営資源と捉え「健康増進」に積極的に取り組む経営スタイルのこと。NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

### 1. 「職場健康づくり宣言」制度の登録基準について

以下の 1. ～ 6. すべての基準を満たした協会けんぽ宮城支部の加入事業所様が対象となります。

- 1. 前年度の従業員<sup>※1</sup>の健康診断<sup>※2</sup>受診率が 70%以上であること
  - ※1 ここでいう従業員とは労働安全衛生法第 66 条に定める労働者を指します。
  - ※2 ここでいう健康診断とは労働安全衛生法第 66 条に定める健康診断（協会けんぽの生活習慣病予防健診含む）を指します。
- 2. 「職場健康づくり宣言」を社内外へ発信すること
  - 協会けんぽのホームページで職場健康づくり宣言事業所であることを公表するとともに、社内で取組内容を周知する。
- 3. 社内に健康づくり担当者を設置すること（協会けんぽの健康保険委員等）
- 4. 社員の生活習慣改善を支援すること
  - 健診の結果等で協会けんぽのメタボに着目した「特定保健指導」対象者該当の通知があった場合は積極的に利用する
- 5. 検査・治療の推進をすること
  - 健診の結果等で、再検査や治療の必要があった場合、医療機関を受診するように推奨する。
- 6. 事業所独自の健康増進対策に取り組むこと
  - 事業所オリジナルプランから 2 項目以上取り組む。詳細な内容につきましては協会けんぽ宮城支部ホームページ（全国健康保険協会>宮城>健康づくり>【事業所向け】健康づくりサービス）をご確認ください。

### 2. 「職場健康づくり宣言」制度の流れについて



### 3. 「職場健康づくり宣言」制度登録の特典について

「職場健康づくり宣言」に登録いただいた事業所様とその従業員様のみが利用できる、特典につきましては、決定次第協会けんぽホームページ等で随時お知らせいたします。

【お問い合わせ先】企画総務グループ：022-714-6851

## 石巻年金事務所内 協会けんぽ窓口終了のお知らせ

日頃より、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。協会けんぽ宮城支部では、協会けんぽ設立時に経過的に石巻年金事務所に協会けんぽ窓口を設置してきましたが、協会けんぽ宮城支部への郵送による直接申請が定着してまいりました。

つきましては、平成 29 年 1 月 31 日をもって、石巻年金事務所に設置しておりました協会けんぽ窓口の業務を終了させていただくこととなりましたので、ご案内いたします。

ご面倒をお掛けいたしますが、平成 29 年 2 月 1 日以降の申請につきましては、協会けんぽ宮城支部宛に郵送いただきますようお願いいたします。

なお、申請書は「協会けんぽ」ホームページよりダウンロード出来ますので、ぜひご利用ください。



業務終了日：平成 29 年 1 月 31 日（火）

## 協会けんぽ及び宮城支部のホームページを是非ご利用ください！

ホームページには“おトク”な情報が満載です！

皆様の参考になるお得な最新情報をお届けしています

毎月提供しております！

制度改正

協会けんぽの業務にかかる各種健康保険の手続き

健診・保健指導に関わる情報

協会けんぽ宮城支部の広報物

協会けんぽ  検索

または

協会けんぽ 宮城支部  検索

## 医療費が高額になるときは、限度額適用認定証をご利用ください！

● 1 か月の自己負担限度額 (70 歳未満の方※)

適用区分	被保険者の所得区分	自己負担限度額	※多数該当
区分ア	標準報酬月額 83 万円以上の方	252,600+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分イ	標準報酬月額 53 万～79 万円の方	167,400+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分ウ	標準報酬月額 28 万～50 万円の方	80,100+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分エ	標準報酬月額 26 万円以下の方	57,600円	44,400円
区分オ	低所得者 (被保険者が市区町村民税非課税の方)	35,400円	24,600円

入院や通院により、ひと月の医療費が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等の窓口で提示することで、窓口でのお支払い金額が自己負担限度額までとなります。

### お手続きの流れ



※療養を受けた月以前 1 年間に、3 ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合は、4 ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

- ◆ よくある質問 ◆
  - Q、申請してからどのくらいで交付されますか？  
A、協会けんぽで申請書を受付後、不備等がない場合、受付した日の翌々営業日にご自宅へ送付いたします。
  - Q、申請できる期間はどのくらいですか？  
A、申請月の初日からひと月単位で、最長で一年間の有効期限の範囲で申請できます。有効期限を過ぎてなお限度額適用認定証が必要な場合は、改めて申請書をご提出いただくこととなります。
  - Q、市区町村民税が非課税のときに必要な書類はなんですか？  
A、被保険者の方が市区町村民税非課税等により低所得者に該当する場合は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」と被保険者の方の非課税証明書が必要です。

【お問い合わせ先】業務第 1 グループ：022-714-6852

## 健康長寿のために「健康サポート薬局制度が始まります」



保険薬局の多くはこれまで院外処方箋による調剤業務を軸としてきました。しかしいざ地域包括ケアとなった現在、その地域にある医療だけでなく介護や福祉などのリソースについて不勉強であると多くの薬剤師が気付き始めています。

薬剤師は薬局を患者にとっての「かかりつけ」として利用していただけるような仕事を今までも心掛けてきました。経時的に患者毎の薬剤履歴を管理し、複数の医療機関からの処方や一般用医薬品の使用にも対応することで一元的に管理できるのが現在の薬局機能です。

国は、この「かかりつけ機能」に加えて予防から介護までの幅広い視点と対応能力や地域社会と他職種とのつながりを併せ持つ薬局を「健康サポート薬局」としてそ

れぞれの生活圏域に設置してゆく制度をスタートさせました。对患者個人だけでなく、地域に対するかかりつけ機能、という考え方ができます。

健康サポート薬局の届出はこの 10 月から開始されます。さっそく宮城県内でもいくつかの薬局が申請に向けて準備を進めており、看板を掲げた際にはその地域に開かれた薬局として住民に利用していただき、地域の多様な事業者と連携して活動し、地域の薬局の旗振り役としての役割を担うこととなります。医療資源としてだけでなく、地域の社会資源としての薬局をぜひ有効にご利用ください。

一般社団法人 宮城県薬剤師会 常任理事 譽 基治

# M美さんの 社会保険物語

傷病手当金の「添付書類」について 第89話

平成28年4月から、傷病手当金は支給開始日以前の継続した12ヶ月間の標準報酬月額を平均額を出すことになったのよ。

A木くんのように今年の3月末に前の会社を退職し、4月に今の会社に就職した場合、前の勤務先も含めて計算するために必要になるのよ。

あ、A木くん。最近見なかったけど休んでいたの？

お久しぶりです。実はフッキング中に転んで骨折をしてしまいました。先月から休んでいました。傷病手当金を申請しようと思っていて、今記入中です。

それは災難だったね。どれどれ、傷病手当金支給申請書と、怪我の場合だから「負傷原因届」と…あれ、この用紙はなんだろ？

この添付書類は、以前の事業所の名称、所在地、使用されていた期間を記入するのよ。

M美さん、書き終わりました、お願いします！

この添付書類、前からあったかな？

今年の4月から支給開始日以前の勤務先に変更があった場合に必要になったのよ。

A木くん、間違っているわよ。今の会社の名前を書いちゃだめじゃない

すみません！

おいおい

## 「会員事業所変更届」提出のお願い

事業所名称や住所、または事業所記号などが変更となった場合は、お手数ですが当協会あてご連絡をお願いいたします。

事業所の住所・名称等に変更があった場合には、年金事務所に手続きをしていただくとともに、当社会保険協会にもご連絡をくださいますよう、お願いいたします。

(※年金機構へのお届けについては、年金機構における情報保護のため当協会に自動的に提供されることになっておりません。)

変更があった場合に提出をお願いしております「会員事業所変更届」用紙につきましては、年度当初に送付させていただきました「社会保険協会費ご協力のお願い」に同封しておりますが、お手元がない場合、下記の様式にご記入のうえ FAX による変更もお受けいたしますので、変更があった場合にはご連絡をお願いいたします。

### 会員事業所変更届

変更前 (下欄全項目記入願います。)			変更後 (変更事項のみ記入願います。)		
事業所記号	番号	被保険者数	事業所記号	番号	被保険者数
		人			人
フリガナ					
事業所名					
所在地	〒 -		〒 -		
電話番号	- -		- -		

## 「職場の健康づくり」をすすめましょう

### ◆ 専門家による指導講習会

- 保健師による日常生活管理の講習会及び健康相談
- 管理栄養士による食事と健康の講習会
- 体育専門家による健康づくりのための運動方法等の講習会
- 心理カウンセラーによるメンタルヘルス講習会
- その他の専門家による実技指導等の講習会

### ◆ DVD の貸し出し

- 職場での健康管理研修教材等にもご利用いただけます。



※いずれも無償で行っております。積極的にご活用ください。

- ◆ 「健康づくり指導講習会等申込書」を FAX により申し込み願います。
- ◆ 申込書は「宮城県社会保険協会」HP からダウンロードできます。(ご連絡いただければ FAX でお送りすることもいたします。)
- ◆ 2ヶ月以上前に申し込みをお願いします。(講師の都合によりお受けできない場合があります。)

### 協会けんぽからのお知らせ

平成 28 年 4 月 1 日より、傷病手当金と出産手当金の計算方法が変わりました。支給開始日以前の継続した 12 ヶ月以内で協会けんぽ加入事業所に変更があった場合は、(任意継続を含む) 以前の各事業所の名称、所在地、使用されていた期間を記入した書類を支給申請書に添付していただいております。

**平成 28 年 4 月 1 日からの支給金額**

1日あたりの金額  $\frac{\text{支給開始日}^{\text{※}}\text{以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30} \times \frac{2}{3}$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

※記入用紙は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。傷病手当金支給申請書または出産手当金支給申請書のページの「添付書類はこちら」をクリック

### 旬 宮城の 食べませんか?

## 焼き秋刀魚と人参の南蛮漬

10(11)月 本場石巻・気仙沼のさんまで

材料(2人分)

- 秋刀魚: 2尾
- 菊花: 3個
- 人参: 20g
- 塩少々

A 酢: 1/4カップ 砂糖: 大さじ1/2 醤油: 大さじ1/2 赤唐辛子(小口切り): 1/2本

作り方

- ① 菊花は花びらをむしり取り、酢少々を入れた熱湯で20〜30秒ゆで、冷水中にとり水気をよく絞る。人参は3〜4cm長さの薄い短冊に切る。
- ② バットに(A)と水1/3カップを合わせ、菊と人参を混ぜ合わせ、味をなじませる。
- ③ 秋刀魚は水洗い後頭を切り落とし、包丁の刃先でわたの端を押さえて引き張り出し、水で洗う。水気をふき取り4cm長さのぶつ切にし、塩をふりグリンで8〜9分焼く(片面グリルならば途中で返す)。

焼けたらすぐに(2)のバットに入れて5分程おき、味をなじませてから器に盛り付ける。



(8) 社会保険みやぎ

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長  
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

11月							12月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5					1	2	3
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	

◆受付時間

平日(月～金)  
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

- 時間延長(週の初日)  
午後5時15分～午後7時
- 週末相談(第2土曜日)  
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 月～金曜日 8:30～17:15  
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
  - 第2土曜日 9:30～16:00
- (なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803  
仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階  
☎022(262)5527  
※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています



11月・12月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F)	土日および祝日以外の平日	8:30～17:15 (予約できます)	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	平成28年11月9日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
七ヶ浜町役場 (予約制)	平成28年11月16日(水)	10:00～16:00	仙台東年金事務所 022-257-6116
まほろばホール (予約制)	平成28年11月24日(木)	10:00～15:00	仙台北年金事務所 022-224-0895
登米市南方総合支所 (予約制)	平成28年11月24日(木)	9:30～12:00	古川年金事務所 0229-23-1204
	平成28年12月22日(木)	13:00～15:30	
ザ・モール仙台長町店	平成28年11月30日(水)	10:00～15:00	予約制ではありません

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。

年金相談の予約方法

年金相談のご予約の際に、「基礎年金番号」、「相談者氏名」、「相談内容」、「電話番号」等について確認いたします。

年金手帳や年金証書など基礎年金番号のわかるものをご準備願います。

※基礎年金番号の代わりに、「ねんきん定期便」に記載されている照会番号でも予約を承ります。

年金事務所	予約申込み電話番号
仙台東年金事務所	022-257-6116
仙台南年金事務所	022-246-5115
仙台北年金事務所	022-224-0895
石巻年金事務所	0225-22-5118
古川年金事務所	0229-23-1204
大河原年金事務所	0224-51-3115



この印刷物は、輸送マイルージ低減によるCO<sub>2</sub>削減や地産地消に着目し、国産米ぬか油を使用した新しい環境配慮型インキ「ライスインキ」で印刷しており、印刷用紙へのリサイクルが可能です。